

## 契約の約款条項の読み替えについて

公益社団法人日本複製権センター  
事務局長 林宏之

平素よりお世話になっております。

さて、弊センターは、著作権等管理事業法の定めに従い、文化庁に対して、弊センター使用料規程の改正について届出し、2024年12月2日に受理されました。これに伴い、改正使用料規程は2025年4月1日より実施(適用)となりますが、既にご契約者の皆様と締結している著作物複写利用許諾契約書または著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約書の条項について、両契約書第1条2項に従い、下記のとおり読み替えるものとしますのでよろしくご了承の程お願い致します。

また、原契約の締結時期によっては、契約書の再締結が必要となる場合がございますので、該当するご契約者様には弊センターより別途ご連絡差し上げます。

なお、弊センターでは、現在契約書の電子化に向け取り組みを進めており、継続契約のご契約者様におかれましては、今後の使用料規程改正による読み替えが不要となるような形(基本契約書の導入)に向けて準備中であり、本年6月末までの準備完了を目標にしておりますので、整い次第ご連絡致します。より簡便な手続きとなるよう取り組んで参りますので引き続きよろしくお願い致します。

### 記

#### 読み替え対象の契約書

	契約書名
対象1	著作物複写利用許諾契約書(第2節用)
対象2	著作物複写利用許諾契約書(第5節用)
対象3	著作物複写利用許諾契約書(第5節継続移行用)

## 読み替える条項

第 1 条 1 項の「現行」の下線部を「改正後」の下線部のとおり読み替える。

	改正後	現行
対象 2	甲は、乙に対し、甲が管理する著作物及び権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、 <u>本契約期間中、使用料規程第 5 節第 1 項の範囲で</u> 、甲の管理著作物を複写及び電磁的複製利用することを許諾する。	甲は、乙に対し、甲が管理する著作物および権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、 <u>本契約期間中、使用料規程第 2 節第 1 項及び第 5 節第 1 項の範囲で</u> 、甲の管理著作物を複写及び電磁的複製利用することを許諾する。
対象 3	甲は、乙に対し、甲が管理する著作物及び権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、 <u>本契約期間中、使用料規程第 5 節第 1 項の範囲で</u> 、甲の管理著作物を複写及び電磁的複製利用することを許諾する。	甲は、乙に対し、甲が管理する著作物および権利について、「公益社団法人日本複製権センター使用料規程（以下「使用料規程」という。）」の条件に従い、 <u>本契約期間中、使用料規程第 2 節第 1 項及び第 5 節第 1 項の範囲で</u> 、甲の管理著作物を複写及び電磁的複製利用することを許諾する。

### 【変更の理由】

現行の使用料規程では使用料規程第 5 節に基づく許諾（紙からの電磁的複製）を受けるためには、同時に同規程第 2 節の許諾（紙から紙への複写）を受けることを条件とする旨の規定が同規程第 5 節の「5 許諾条件」に定められていました。

これに対し、今回の改正使用料規程では、第 5 節に紙から紙への複写及び紙からの電磁的複製の双方を規定、現行規程の許諾条件を削除したため、「使用料規程第 2 節第 1 項」の記載が不要となったことから変更しました。

第 2 条の「現行」の下線部を「改正後」の下線部のとおり読み替える。

	改正後	現行
対象 2	本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所（但し、グループ契約の場合は乙のグループ契約対象企業の日本国内における全事業所）に限る。 なお、電磁的複製において、当センターが指定する著作物については共有目的の複製物の保有期間を <u>2</u> か月以内とする。	本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所（但し、グループ契約の場合は乙のグループ契約対象企業の日本国内における全事業所）に限る。 なお、電磁的複製において、当センターが指定する著作物については共有目的の複製物の保有期間を <u>1</u> か月以内とする。

対象 3	<p>本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所(但し、グループ契約の場合は乙のグループ契約対象企業の日本国内における全事業所)に限る。</p> <p>なお、電磁的複製において、当センターが指定する著作物については、共有目的の複製物の保有期間を <u>2 か月以内</u> とする。</p>	<p>本契約による許諾の対象となる場所は、乙の日本国内における全事業所(但し、グループ契約の場合は乙のグループ契約対象企業の日本国内における全事業所)に限る。</p> <p>なお、電磁的複製において、当センターが指定する著作物については共有目的の複製物の保有期間を <u>1 か月以内</u> とする。</p>
------	--	---

### 【変更の理由】

現行の使用料規程第 5 節に基づく許諾(紙からの電磁的複製)では、従来より利用条件に制限のある新聞(日刊紙)及び学術論文の電磁的複製物の保存期間を「1 か月以内」と定められていました。

これに対し、今回の改正使用料規程では、上記保存期間を「2 か月以内」に延長しました。なお、雑誌や書籍等については、現行同様に保存期間の制限はありません。

第 3 条 1 項、2 項の「現行」の下線部を「改正後」の下線部のとおり読み替える。

	改正後	現行
対象 1	乙の複写に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 2 節第 3 項(1)①及び第 4 項(1)</u> で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。	乙の複写に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 2 節第 3 項(1)①</u> ならびに第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。
対象 2	乙の複写及び電磁的複製に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 5 節第 3 項(1)①及び第 4 項(1)</u> で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。	乙の複写に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 2 節第 3 項(1)①a</u> 及び第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。 <u>乙の電磁的複製に関する使用料は、年間使用料として使用料規程第 5 節第 3 項(1)①及び第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。</u>
対象 3	乙の複写及び電磁的複製に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 5 節第 3 項(1)①及び第 4 項(1)</u> で定める方法により算定し、	乙の複写に関する使用料は、年間使用料として <u>使用料規程第 2 節第 3 項(1)①a</u> 及び第 4 項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。

	乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。	乙の電磁的複製に関する使用料は、年間使用料として使用料規程第5節第3項(1)①及び第4項で定める方法により算定し、乙は甲が指定する書式で甲に報告の上、甲乙で確認する。
--	----------------------------	---

**【変更の理由】**

現行の使用料規程では、第2節と第5節の個別許諾契約における基本使用料金が定められていました。また、「3 使用料」については、第2節と第5節を個別に計算していました。

これに対し、今回の改正使用料規程では基本使用料金を廃止し、代わりに最低使用料金を創設したため、条項を変更しました。また、使用料については、第5節に紙から紙への複写及び紙からの電磁的複製の双方を規定したため、「電磁的複製に関する使用料」の記載が不要になったことから変更しました。

第4条2項の「現行」の下線部を「改正後」の下線部のとおり読み替える。

	改正後	現行
対象1	乙は、前項の請求額を、請求日から2か月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する期日までに、甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。	乙は、前項の請求額を、請求書受領後、2ヶ月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する時期までに、甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。
対象2	乙は、前項の請求額を、請求日から2か月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する期日までに、甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。	乙は、前項の請求額を、請求書受領後、2か月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する期日までに甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。
対象3	乙は、前項の請求額を、請求日から2か月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する期日までに、甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。	乙は、前項の請求額を、請求書受領後、2か月後の月末もしくは3月31日のうちいずれか早く到来する期日までに甲の指定する金融機関の口座に振込により支払うものとする。

**【変更の理由】**

現行の使用料規程では、請求書受領時期を支払いの基準としているため、支払期日が不明瞭となっていました。

これに対し、今回の改正使用料規程では支払いの基準を請求書に記載の日付に変更しました。また、対象1の字句を統一するため、文言を変更しました。

以上